

令和6年度 税制改正に関する意見

令和5年9月

一般社団法人 日本鉄鋼連盟

会長 北野 嘉久

令和6年度 税制改正に関する意見

日本鉄鋼業は、地球温暖化対策を最重要課題と位置づけ、我が国の 2050 年カーボンニュートラル(CN)という方針に貢献すべく、あらゆる手段を組み合わせた複線的アプローチにより、製鉄プロセスの脱炭素化に挑戦している。

岸田政権における骨太方針 2023 で掲げられた、「市場や競争に任せるだけでは過少投資となりやすい分野については、官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水として民間投資を拡大させる」方針に沿って、税制についても、我が国の成長に資するグリーントランスフォーメーション(GX)が実現するよう、カーボンニュートラルにチャレンジする企業の研究開発および設備投資等を強く後押しする措置が必要である。このような観点から、令和 6 年度税制改正では以下の項目を要望する。

なお、カーボンニュートラルの実現に向けて、グローバルな企業の変革競争が激化する中、新たな経済社会における我が国企業の国際競争力を確保する国際的イコールフットィングの観点から、我が国企業の実質的な税負担の適正化にも取り組む必要がある。具体的には、法人実効税率を、国際的な最低税率の合意レベルも勘案し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえ、25%程度へ着実に引下げるとともに、税収中立の制約の下で拡大された課税ベースについても本来あるべき姿に戻すことが必要である。

《重点要望項目》

◎カーボンニュートラルに資する設備投資を促進するための税制の拡充

鉄鋼業界においては、カーボンニュートラルに向けて、現行プロセスの入れ替えを伴う巨額かつリスクの高い設備投資を行うことによって、製鉄プロセスの抜本的な脱炭素化を行うことが必要不可欠である。具体的には、既存高炉から電炉への転換投資、水素還元法による新型高炉の建設等が必要であり、これらを実行しなければ、国内における事業が存続しえない。しかし、これらの製鉄プロセスの脱炭素化には、巨額の設備投資が生じることに加え、設備立ち上げ後のオペレーティングコストも上昇する一方で、このカーボンニュートラル実現のための付加価値に見合った対価を得られるかは現時点では不透明であり、このままでは民間企業として、経済性を無視した設備投資決定はありえず、その意思決定を促すためには、いわば呼び水としての税制が不可欠である。こうした点を踏まえ、2050 年カーボンニュートラルに向けた企業の GX 投資を確実に推進するため、投資から生産、販売に至る事業全般に渡る支援を視野に、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産活動に応じた支援を行う税制を措置することが不可欠である。

また、すでに、カーボンニュートラル投資促進税制が措置されているものの、対象設備が極めて限定されていることや脱炭素化の要件が厳格であること、措置対象となる投資額の上限が低いこと等から、適用事例がない。また、措置期間が短く、対象となることが見込まれる長期大規模投資が実行される時点で適用が保証されないことから、企業の意思決定上、予見可能性がなく、実効性に乏しいと言わざるを得ない。このため、設備投資促進税制における以下の拡充も必要である。

- ・ 措置期間を 2050 年カーボンニュートラルに向けた企業の意思決定から実行に至るまでの期間に対応させ、大幅に長期化する。

- ・需要開拓商品生産設備に係る類型における対象設備に、政府の「GX 推進戦略」に沿ったグリーン化に資する素材としての鉄鋼製造設備等を含める。
- ・生産工程効率化等設備に係る類型における炭素生産性要件を算定単位の柔軟化も含め、大幅に緩和する。
- ・税額控除率、特別償却率や投資額上限を引き上げる。
- ・税額控除の繰越制度の新設

◎カーボンニュートラルに資する研究を含む研究開発促進税制の拡充

カーボンニュートラルの実現のためには、今までとは次元が全く異なる、非連続的で革新的な技術が必要である。そのため、鉄鋼各社は、製鉄プロセスの抜本的な脱炭素化に向け、現在とは全く異なる製鉄プロセスである水素還元製鉄法を含む様々な研究開発を進めている。しかし、世界の鉄鋼メーカーとの技術開発競争も激化しており、世界に先駆けて脱炭素化を実現し、国際競争を生き抜くためには、研究開発の加速化が急務となっていることから、企業努力に加え、研究開発促進税制の一層の拡充による後押しがますます重要となっている。

令和 5 年度税制改正において、増加インセンティブ強化の観点から、税額控除率等の見直しが行われたが、長期的に行われるカーボンニュートラルに関する研究開発をより強力にサポートする観点から、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度を復活させるとともに、税額控除率や同上限についても引き続き国際的に優位な水準に見直す必要がある。

さらに、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑みると、少なくとも、広く、カーボンニュートラルに資する研究開発に対する支援措置を即時かつ長期に渡る措置として拡充すべきである。

◎償却資産に対する固定資産税の廃止

償却資産を課税客体とする税制は、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう大きな要因となっており、カーボンニュートラル実現に向けた企業の設備投資意欲にも逆行するものである。現在、中小企業を対象とした極めて限定的な軽減措置が導入されているが、我が国の産業全体の脱炭素化進展への寄与や、国際的なコスト競争力の観点からは不十分と言わざるを得ない。

そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担のアンバランスな関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。しかしながら、コロナ対応等の影響を受けた地方税財政を取り巻く状況から、すぐには、その実現が困難な場合は、まずは、評価額の最低限度額 5%を国税における減価償却制度の取扱いに合わせて廃止し、評価額をゼロまで減額できるようにすべきである。

ただし、少なくとも、カーボンニュートラル対応の重要性・困難性に鑑み、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については、即時に免税とすべきである。

◎「GX 推進戦略」に基づく成長戦略に資する税制を含む諸制度の構築

脱炭素のための技術的な選択肢がない鉄鋼業では、熾烈な技術開発にかかる国際競争の渦中にある。日本鉄鋼業が他国に先んじて技術を確立し、いち早く実装に向かうことが将来の競争力維持には不可欠であり、これは日本鉄鋼業のみならず、需要産業を含めた我が国産業の競争力に直結する

産業政策上の重要課題である。

こうした中、本年2月に閣議決定された「GX実現に向けた基本方針」では、エネルギーの安定供給確保とともに、「成長志向型カーボンプライシング構想」の下、「GX経済移行債」等を活用した政府による大規模かつ長期・複数年度に亘る支援や、導入時期を明らかにし、企業が脱炭素に向かうための技術開発や設備投資に取り組む時間を確保した上で、段階的にカーボンプライシング施策を導入する仕組み等が示された。先の通常国会では、基本方針で示された政策を遂行するための「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」と「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立した。また、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、本年7月に「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX推進戦略)が閣議決定された。

「成長志向型カーボンプライシング構想」は、従来型の導入が目的化したカーボンプライシング論とは一線を画すものであり、特に技術的なハードルが高い分野の支援を集中的に先行させ、これを足掛かりに成長に繋げる仕組みは成長に資する政策パッケージとして評価する。

諸外国で産業競争力の向上を目途に脱炭素化に係る大胆な税制措置等の実施が進む中、我が国においても、脱炭素化には巨額な設備投資(CAPEX)のみならず、オペレーションコスト(OPEX)も上昇することを十分に踏まえ、技術的な選択肢がない産業に対するCAPEX、OPEX両面における競争力確保政策について、他国に負けない規模、スピード感で政策措置の実行を進めて頂きたい。また、今後導入される化石燃料賦課金や排出量取引制度については、同一の炭素排出に対する二重の負担を回避するとともに、諸外国で巧妙に実施されている産業競争力を確保するための措置(無償排出枠の設定など)は、我が国産業が世界に先駆けてカーボンニュートラルに向かうことを軸とする成長戦略においても必要不可欠な措置であり、確実に実施頂きたい。

なお、技術的な代替手段の有無や技術開発に要する期間を考慮せず、一律にCO₂排出に対して負荷をかける従来型の懲罰的なカーボンプライシングについては、技術開発や設備投資の原資を奪うなど、イノベーションを阻害するのみならず、鉄鋼業、ひいては日本製造業全体の国際競争力に甚大な影響を及ぼすことから、議論の後戻りのないよう、成長志向型カーボンプライシング構想を含む、「GX推進戦略」に基づく成長戦略を着実に実行頂きたい。

◎ 石油石炭税における原料用途免税の本則非課税化

鉄鋼・コークスの製造に使用する石炭については、そもそも、他の原料による代替が困難な上、諸外国でも鉄鋼・コークス製造用の原料炭に課税する例はなく、本来的に非課税とすべきものである。

現状では、原料炭免税の適用期限について、「適用期限について、当分の間、延長する。」ことで、実質的に免税措置が継続することとされているものの、恒久性という観点からは、依然として事業者にとって、将来計画の立案等に際して不確定要因が存続するという点で、現行の状態は制度として十分とは言えず、租税特別措置法の免税措置ではなく、本則で非課税とする措置が不可欠である。

《その他の要望項目》

○非住宅用地に対する固定資産税負担の適正化

我が国企業にとって土地保有に係る税負担は過重なものになっており、企業の国際競争力を阻害し、我が国の立地競争力を低下させている。土地に係る固定資産税については、バブル崩壊後、地

価が下落する商業地等の税負担の適正化を図る観点から、負担調整措置における負担水準(前年度の課税標準額／今年度の評価額)の上限の下げ等が図られてきたが、当該上限引下げについては平成14年度を最後(上限70%)に行われていない。また、平成16年度税制改正で導入された、地方自治体が条例により負担水準を60%まで下げることができる条例減額制度は、減収財源が担保されていないことから、実施自治体はごくわずかにとどまっておき、ほとんど機能していない。

地価は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、都市部を中心に上昇することで、負担水準が、負担調整措置における据置措置ゾーン(60%～70%)を下回り、固定資産税負担が増加傾向にあることから、あらためて、負担の適正化が求められている状況にある。

上記の状況を踏まえ、国内回帰が進みつつある我が国企業の競争力を確保し、国内立地を更に促進するために税負担の適正化を図る観点から、条例減額制度での限定的な対応でなく、地方税法による全国一律の措置として負担水準の上限を60%へ速やかに引下げるべきである。

○新しい国際課税ルールに対して、実務負担を考慮した国内法制の整備

国際的な租税回避(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting 税源浸食と利益移転)を防止する観点から、OECD 等において国際課税制度の見直しが検討され、我が国を含む各国・地域で国内法改正が進められてきた。その執行及び見直しにあたっては、日本企業の活動実態や事務負担等に十分に配慮した上で、海外の活力を取込むことで経済成長に資するグローバルな企業活動を阻害しないという視点が重要である。併せて、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点から、国際的な協体制度の下で進めていくことが必要不可欠であることから、約140ヶ国が参加しているBEPS包摂的枠組会合の場を通じ、効果的なモニタリングや適切な情報管理により、不適切な課税や新たな二重課税が発生することを回避し、適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要があることには変わりがない。

また、これらの具体的な国内法制化にあたっては、海外を含む日本企業の事業の実態や将来のビジネス展開などを考慮し、目的外の増税や二重課税とならないよう、また、各国での取扱いを整合的なものとするはもとより、既存制度との重複や制度の複雑化を回避し、我が国納税者にとって過度な事務負担とならないよう、他国に劣後しないような十分な配慮が必要である。

なお、デジタル経済の広がりに対応すべく、新しい課税ルールの国際合意がなされ、日本においても、令和5年度の税制改正で、国際最低法人税率(グローバル・ミニマム課税: Pillar2)の導入に向けた所得合算ルールに係る法制化が行われたが、いまだ未確定な部分も多く、企業の実務負担の増加が懸念される。同時に、グローバル・ミニマム課税の導入に伴う事務負担の軽減を図る観点から、海外子会社合算税制(CFC税制)について、一定の見直しが図られたが、十分とは言えない。

こうした状況を踏まえ、令和6年度税制改正においても、海外子会社合算税制の更なる見直しも含め、引き続き、企業の実務負担を考慮した国内法制の整備が必要である。

併せて、以下の点を要望する。

- ・ 外国税額控除制度については、控除限度超過額・控除余裕額の繰越期間の延長(現行3年→10年)や控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった分について損金算入を認める等の適正化を図るべきである。
- ・ 移転価格税制の対象となる国外関連者の定義において、実質的な支配力の観点から、現行50%以上の資本関係から50%超の資本関係へと見直すべきである。

○原料確保に資する海外投資等損失準備金制度の拡充・延長

我が国鉄鋼業は、主要原料である鉄鉱石や原料炭を海外からの輸入に全面的に依存しており、安定的に鉄鋼生産を継続し供給責任を果たすためには、調達を強化し、将来にわたって安定的な原料輸入を確保することが必要不可欠である。ところが、海外原料市場は産出国の偏在性に加え、2022年2月からのロシアによるウクライナ軍事侵攻を機に、需給のひっ迫や急激な価格変動、国際的な資源獲得競争の激化等により、極めて不安定な状態にあり、その安定確保が課題となっている。

カーボンニュートラルの推進における原料需給の変動も踏まえ、資源の安定確保を図るため、高いリスクを伴う海外の資源探鉱・開発活動を促進する本制度について拡充・延長すべきである。

○退職給付に係る税制の整備

人生100年時代において、働き方やライフコースが多様化する中、働き方や給付の種類によって有利・不利が生じない中立的な税制のあり方について、議論が進められている。その中で、退職給付に係る税制については、雇用や退職給付の在り方だけでなく、長期雇用による熟練工の養成等を前提とした製造業における人材活用や個人の生活設計にも大きく影響するため、より慎重に検討する必要がある。

また、少子高齢化が急速に進行し、社会保障負担が財政に与える影響が大きくなる中、公的年金制度を補完するものとして民間の自助努力に基づく企業年金制度の重要性が益々高まっている。年金制度を通じた老後の所得保障の充実を図るため、企業年金制度を普及・促進するための税制面での以下の措置が必要である。

➤ 特別法人税の廃止

企業年金等の積立金に対する特別法人税は、平成11年度より適用が停止され、その後も適用停止措置が繰り返し延長され、今日に至っている。

企業年金は本税の適用停止を前提に運営されているのが現状であり、仮に停止が解除されれば、企業年金の積立金減少の可能性が高まり、制度の持続性・安定性が著しく損なわれる。拠出時及び運用時非課税、給付時課税という年金税制の基本原則を徹底し、また企業年金制度の普及や適正な運営を図る観点からも、企業年金等の積立金に対する特別法人税を速やかに廃止すべきである。

➤ 確定拠出型年金の拠出限度額の撤廃

確定拠出型年金の個人型については、拠出限度額および加入可能範囲の拡大といった制度改善が順次図られてきたが、制度の中立性・公平性の確保や制度の更なる普及の観点から、企業型において、確定給付型年金にはない非課税拠出限度額を撤廃すべきである。

- ・ 行政手続のデジタル化推進等を背景とした登録免許税および印紙税の抜本的見直し
- ・ 産業競争力強化法に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ・ 企業の災害対策を促進する税制上の措置の拡充・恒久化
- ・ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準特例措置の延長
- ・ 合同会社に対する構成員課税(パススルー課税)制度の導入

以上